○防衛省告示第二百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十一月二十四日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年十二月一日から平成二十九年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北海道開発局告示第二百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　札幌市厚別区厚別中央三条二丁目五九八番七六地内　前　二六・七二〇～三二・〇〇〇（キロメートル）

後別　後　二六・七二〇～三二・〇〇〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間　変更前　札幌市厚別区厚別東五条一丁目二九八番一六七から同市厚別区厚別東五条一丁目二九八番四まで　前　四三・〇一〇～四六・五〇〇（メートル）

後別　後　四三・〇一〇～四六・五〇〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間　変更前　千歳市支笏国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一六三林班ほ小班から同市支笏国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一六七林班い小班まで　前　一四・四八〇～一二六・〇三〇（メートル）

後別　後　一四・九九〇～一二六・一〇〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間　変更前　北海道宗谷郡猿払村芦野二一五番五九から同村浜鬼志別四六二九番一まで　前　二二・〇〇〇～四五・〇〇〇（メートル）

後別　後　二六・五八〇～四七・四〇〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第二百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間　変更前　千歳市支笏国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一六三林班ほ小班から同市支笏国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一六七林班い小班まで　前　一四・四八〇～一二六・〇三〇（メートル）

後別　後　一四・九九〇～一二六・一〇〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府の所管を案内し総合的に対処する部署の創設に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

第二次安倍政権以後に政府が債務免除した円借款に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

自衛隊のソマリア沖・アデン湾の海域における活動の現状に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

ＰＫＯ派遣要件にかかる「武力紛争」の定義等に関する質問主意書（階猛提出）

ＵＮＭＩＳＳとＰＫＯ参加五原則に関する質問主意書（階猛提出）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する再質問主意書（緒方林太郎提出）

議事日程

十一月二十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号

平成二十八年十一月二十二日（火曜日）

午後一時開議

第一　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案（第百九十回国会、山本ともひろ外三名提出）

第二　道路運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案（第百九十回国会、丹羽秀樹外八名提出）

参議院

議案受領（予備審査）

十一月二十一日衆議院から次の議案が送付された。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（奥野総一郎外五名提出）（衆第七号）

議案付託

十一月二十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一一号）　総務委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）　法務委員会に付託